

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

住所

名称及び

にしごんしんわくしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名

連絡先

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する基本的な考え方

■ 我が国の超高速ブロードバンドは、世界最高水準の世帯カバー率と普及率が実現されています。これは、

- ・ 当社が光ブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできたことに加え、CATVを含めて複数の設備構築事業者が超高速ブロードバンド回線を構築しており、設備競争が進展していること、
- ・ さらに、マンション市場のみならず、戸建市場においてもシェアドアクセス方式の光ファイバを設備構築事業者から借りて、ブロードバンド市場に参入する事業者も存在するなど、設備競争とサービス競争が併存するという世界を見ても極めてまれな競争市場となっていること、
- ・ ユーザ料金も世界で最も低廉な水準であり、サービス品質も世界最高水準であること、

によるものと考えます。

■ このように世界で最も進んだブロードバンド環境下で、ブロードバンドサービスがさらに普及していくためには、通信事業者による競争を通じたサービスの多様化や使いやすい料金の工夫が必要であることはもちろんですが、昨年のタスクフォースにおいて「ブロードバンドの利用率向上を図るためにには、医療、教育、行政等の生活に密着した公共的利活用を含む豊富なコンテンツが存在することなどが重要」と取りまとめられたように、むしろ広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策を推進していくことが重要であると考えます。

そのためには、まずは、ICTの利活用推進に資する具体的なアプリケーション等の創出に向け、政官財を問わず、ICTの利活用を妨げる規制の撤廃等を含めた総合的な検討を行う必要があると考えます。

今回の「①ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方」や「②電話網からIP網への円滑な移行の在り方」といった通信事業の検討については、こうした社会・経済・国民生活全体を俯瞰したICT利活用に関する総合的な検討を踏まえた上で、行われるべきものと考えます。

■ また、今回の未曾有の東日本大震災によって、多くの通信インフラが被災し通信に支障が生じたことを踏まえると、「つなぐ」という通信本来の機能を果たしていくためには、いかに安心・安全な通信インフラを構築するかということが重要であると考えます。

当社としては、被災地の自治体等とも協力しながら、安心・安全なブロードバンドを含めた通信インフラの復旧・整備に取り組んでいく考えですが、政府においては、設備を構築してサービスを提供する事業者が積極的かつ安定的に設備を構築することに資する政策を検討すべきであると考えます。

1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

- 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNに固定電話網のような不可欠性はありません。現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。

このように、IP・ブロードバンド市場においては、各事業者が自由に競争し、お客様が自由にサービスを選択できる環境は十分整っていることから、当社のNGNだけを規制する必然性はないと考えます。なお、諸外国においてもIP網を規制している例はありません。

- また、ドコモ分社時やNTT再編成（地域・長距離分離）時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループ各社のお客様の利便性が大きく損なわれている状況にあります。

このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。

- また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための規制であり、これも時代にそぐわない枠組みとなっております。再編成時の整理を見直し、事業領域規制は撤廃すべきと考えます。

さらに、上位レイヤ等も含めた多様な事業者の創意・工夫によるサービス・技術の発展により、更なるブロードバンドの普及促進を図っていくためには、基本的には、事業者の自由な事業展開に委ね、各事業者による自由な事業展開の結果、仮に問題が生じた場合には、事後的に問題を解決することとし、事前規制から事後規制への転換を図るべきと考えます。

1 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進

| 内容 | 提案内容 |
|--|---|
| 1) 電柱・管路等（固定通信分野の線路敷設基盤）について、どのようなオープン化措置を講じるべきと考えるか | <ul style="list-style-type: none">我が国の線路敷設基盤は、従来よりオープン化が進んでおり、この結果、ジュピターテレコム殿のご意見によれば、CATV業界全体の世帯カバー率が既に88%*に到達しているとのことです。この事実は、意欲のある事業者であれば、線路敷設基盤を持たない事業者でも、現在の環境下で自前ネットワークを構築することが十分可能という証左であると考えます。 *株式会社ジュピターテレコム／「『光の道』構想に関する意見募集」への提出意見（2010年8月） <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることを証明できると考える。」</p></div>さらに、当社としては、これまでも、自主的にオープン化に取り組むとともに、事業者の要請にも応えてきたところです。例えば、Webによる電柱添架申請の受付（2010年12月開始）や、管路貸出に関する個別契約の書面廃止（2009年9月実施）等に取り組んでおり、今後とも線路敷設基盤をより利用しやすい環境づくりを進めていく考えです。したがって、電柱・管路等のオープン化の検討にあたっては、既に十分オープン化された線路敷設基盤の下で自らアクセス回線を敷設している事業者がいることを踏まえるとともに、西日本エリア全体の電柱の6割程度を保有する電力会社とともに、より利用しやすい環境づくりを進めていくことが望ましいと考えます。また、国や自治体においても、道路占用許可手続の緩和等、多くの事業者が自前で設備構築を行いやすい環境作りに向けた取り組みを推進いただきたいと考えております。 |
| 2) 鉄塔等（移動通信分野の線路敷設基盤）について、どのようなオープン化措置を講じるべきと考えるか | — |

1 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(2) NGN（次世代ネットワーク）のオープン化によるサービス競争の促進

| 内容 | 提案内容 |
|--|---|
| 1) NGNは、距離の概念を有しないIP網であり、その特性に応じ、PSTNとは競争条件・競争環境に自ずと差異が生じる一方、加入光ファイバ回線と一体として構築され連携して機能する点やPSTNの移行先の統合中継網となる点などを踏まえ、NGNにおける事業者間競争の在り方についてどのように考えるか。 | <ul style="list-style-type: none">指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカッパやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しております。このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者が自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で参入し、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは大きく異なっています。したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、NGNにおける事業者間競争の在り方やオープン化の在り方の検討にあたっては、電話時代の接続ルールを持ち込むのではなく、各プレイヤーが自由な発想のもと、創意工夫に満ちた多彩なサービスを迅速に創出できるようにすべきと考えます。なお、当社は、既に加入光ファイバをアンバンドルしており、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はオープン化により遮断されています。したがって、「当社のNGNが加入光ファイバ回線と一体として構築」されているわけではなく、当社のNGNを規制する理由にはならないと考えます。また、PSTNの移行先は、当社のNGNだけでなく、携帯電話を含め、各事業者の自由な競争とお客様の選択によって決まるものであり、「当社のNGNがPSTNの移行先の統合中継網となる」との指摘はあたらないと考えます。むしろ、諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はなく、「光の道」構想に関する意見募集（2010年8月）において、米国電気通信協会殿から、 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|--|
| 2) 現在、N G Nでは、伝送交換機能として、4つの機能(收容局接続機能、中継局接続機能、I G S接続機能、イーサネット接続機能)がアンバンドルされているが、P S T Nで実現していた機能の取扱いを含め、伝送交換機能のオープン化の在り方についてどのように考えるか。 | <p>「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</p> <p>「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</p> <p>といった意見もあげられていることから、検討にあたってはこういった点について十分考慮していただく必要があると考えます。</p> |

| 内容 | 提案内容 |
|---|---|
| 3) NGNは、従来のIP網と異なり、ネットワーク制御・認証機能などの通信プラットフォーム機能（制御系機能）を備えている点が特徴であるが、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とする観点から、通信プラットフォーム機能のオープン化の在り方についてどのように考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上のためにまずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供されるのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。 ・ その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。 ・ また、プラットフォーム機能については、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。 |
| 4) その他、NGNのオープン化について、検討すべき事項はあるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、IP・ブロードバンド市場においては、各事業者が自由に競争し、お客様が自由にサービスを選択できる環境は十分整っていることから、当社のNGNを規制の対象外としていただきたいと考えます。 |

1 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(3)モバイル市場の競争促進

| 内容 | 提案内容 |
|--|--|
| 1) 現在のモバイル市場（端末、ネットワーク、通信プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤー）の競争環境に関する課題は何か。また、これに関連してこれまでのモバイル市場の競争促進策に関する課題は何か | <ul style="list-style-type: none">お客様からみれば、端末の機能、ネットワークのつながりやすさや料金等をそれぞれ比較検討して、端末や通信事業者を自由に選択できることが望ましいと考えます。これに対し、SIMロックのような仕組みは、お客様にとって使いやすい端末や品質の良いネットワークを利用したいというニーズを阻害するものであり、お客様の利便性の向上や更なる市場活性化を図る観点から望ましくないことから、お客様が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択できるようにすることが必要と考えます。また、携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があると考えます。 <p>したがって、第二種指定電気通信設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p> |
| 2) 上記1) や今後の市場環境の変化等を踏まえ、更なる市場活性化を図る観点から、モバイル市場でどのような競争政策を講じるべきと考えるか | |

| 内容 | 提案内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|------|--------|--------|------|------|------|-----|------|------|
| <p>3) その他、モバイル市場の環境変化に対応する観点から、検討すべき事項はあるか</p> | <p>『ソフトバンクモバイル殿の接続料』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっております。 ・ その中で、ソフトバンクモバイル殿は、2010年12月末時点で2,400万を超える契約数を有しております、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者としても、その影響力は非常に大きいにも関わらず、携帯電話市場におけるシェアが25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされています。 ・ 2010年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定されましたが、非指定事業者については、その接続料算定をガイドラインに沿うことを義務付けられず、各事業者の自主的な取組みに委ねることとされた結果、約2,400万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大（2009年度：NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度：NTTドコモ殿の1.5倍）しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。 ・ このように、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、ソフトバンクモバイル殿の設定する接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを作成いただきたいと考えます。 ・ そのためには、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とする等の措置について検討する必要があると考えます。 <p>（参考：携帯電話事業者3社の接続料比較）</p> <table border="1" data-bbox="714 1049 1619 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業者</th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">会社内・ 地域内 (3分換算)</td> <td>NTTドコモ</td> <td>24.30円</td> <td>15.66円</td> </tr> <tr> <td>a u</td> <td>25.74円</td> <td>18.72円</td> </tr> <tr> <td>S BM</td> <td>30.60円</td> <td>22.86円</td> </tr> <tr> <td>対ドコモ</td> <td>126%</td> <td>146%</td> </tr> <tr> <td>対au</td> <td>119%</td> <td>122%</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 事業者 | 2009年度 | 2010年度 | 会社内・ 地域内 (3分換算) | NTTドコモ | 24.30円 | 15.66円 | a u | 25.74円 | 18.72円 | S BM | 30.60円 | 22.86円 | 対ドコモ | 126% | 146% | 対au | 119% | 122% |
| 区分 | 事業者 | 2009年度 | 2010年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会社内・ 地域内 (3分換算) | NTTドコモ | 24.30円 | 15.66円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | a u | 25.74円 | 18.72円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | S BM | 30.60円 | 22.86円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対ドコモ | 126% | 146% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対au | 119% | 122% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方

| 内容 | 提案内容 |
|--|--|
| <p>1) 「『光の道』構想に関する基本方針」に基づき、毎年度の継続的なチェックを行う際に、どのような点に留意すべきか。これに関連して、今後の競争セーフガード制度等の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>2) 制度整備の実施後3年を目途とした包括的な検証を行う際に、どのような点に留意すべきか。</p> <p>「光の道」構想に関する基本方針（2010年12月）では、NTT東西における規制の遵守状況、料金低廉化や市場シェア等の動向、「光の道」構想に関する取組状況等の観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に包括的な検証を行うとされている。</p> | <ul style="list-style-type: none">「光の道」構想を推進していくためには、超高速ブロードバンドの普及促進を図るという視点での検証が必要であると考えます。そのためには、まずは、FTTHに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場を画定し、少なくとも都道府県別に参入状況や普及状況を把握することが必要と考えます。その上で、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。一方、競争セーフガード制度等におけるこれまでの検証では、他事業者の主張や憶測、根拠のない意見をもとにしている面が多いことも否めません。これらを踏まえ、当社だけでなく、他の通信事業者や行政を含めた様々なプレイヤーが果たしてきた役割・成果や超高速ブロードバンドの市場実態を定量的かつ多角的に把握した上で、その普及促進に資するような客観的で総合的な検証を行う必要があると考えます。 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|---|
| 3) 上記1)・2) や今後の市場環境の変化等を踏まえ、今後のドミナント規制の在り方について、どのように考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西にのみ課された現在の第一種指定電気通信設備規制（ボトルネック設備規制）は、光ファイバやIP網にアンバンドル義務を課すなど世界でも類を見ない厳しい規制となっています。 また、NTT東西には、事業者の行為及びサービスに関する規制として、禁止行為規制、指定電気通信役務規制（サービス規制）、プライスキャップ規制（ユーザ料金規制）が重層的に課されています。 さらに、NTT法により電話時代からの県等域に閉じた事業領域規制が存在するとともに、いまだに移動体事業分社時の公正競争要件やNTT再編成時の公正競争要件が存続して、自由な事業展開が制約されています。 ・ また、当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、今後も、引き続き法令等遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。 ・ むしろ、ブロードバンド市場においては、自由な発想のもと、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダといった上位レイヤ等を含めた形態で市場全体が拡大しており、音声のみをアプリケーションとしていた電話の時代とはお客様のニーズも大きく異なっていることから、電話を前提とした既存の規制は利用者利便の向上を阻害しかねません。 ・ 以上のことから、これ以上の規制強化は不要であり、新たなドミナント（支配的事業者）規制を導入する必要はないと考えます。むしろ二重三重に規制を課すよりも、今後も光サービスの利活用促進に向けて、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを迅速に提供し、利用者利便を向上する観点から、現在の規制のうち必要なものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|---|
| 4) その他、公正競争環境の検証・担保の在り方について、検討すべき事項はあるか | <p>『固定事業者の接続料の逆ざや問題』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、逆ざや問題については「（二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で）固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（2010年度）」に対する総務省殿の考え方（案）では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待されるところである」、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされております。 ・ しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。 ・ このような状況を踏まえると、事業者間の自主的な取り組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にないことから、総務省においては、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じいただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。 |

1 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

(5) その他

| 内容 | 提案内容 |
|--|---|
| その他、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について検討すべき事項はあるか | <p>《特定の事業者に起因するコストの回収について》</p> <ul style="list-style-type: none">昨年来、特定の事業者からのご注文内容にお客様との調整不足や誤りが多い結果、ご注文のキャンセルや工事日にお客様宅にお伺いしても工事ができない事態（無効派遣工事）が多発し、当社（管理部門）において本来不要な事務処理や派遣稼動に係るコストが発生しています。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>【具体的な事例】</p><ul style="list-style-type: none">ドライカッパについて、特定の事業者は申し込みの約61%が工事直前までの注文キャンセルや無効派遣工事により工事ができていない。（2011年3月実績）<ul style="list-style-type: none">約48%が工事派遣前に注文キャンセル約13%が工事日にお客様宅にお伺いしても工事できずその後キャンセル</div> <ul style="list-style-type: none">当社としては、該当の事業者との間で、引き続き、ご注文品質の改善に向けた協議を実施していくますが、今後、こうした特定の事業者に起因するコストが発生する場合には、起因者が個別負担する仕組みに見直す必要があると考えます。 |

2. 電話網（PSTN）からIP網への円滑な移行の在り方について

- PSTNマイグレーションについては、昨年11月に概括的展望を公表し、コアネットワークをPSTNからIP網にマイグレーションするにあたって、現行のIP網では提供していない機能・サービスの扱い等についてお示しました。
PSTNからIP網へのマイグレーションについては、IP系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃から、PSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了を想定しています。
その際、一部提供を終了するサービスがあるため、概ね10年前の時点においてその内容を公表し、お客様への十分な周知期間を取った上で、お客様対応を実施していく予定です。
- また、現在PSTN交換機を介して接続しているIP電話のIP網同士の接続の実現等に向け、説明会を開催し、関係事業者からご意見等を聞いているところです。関係事業者のご意見も踏まえ、今後、具体的な議論・検討を行っていくことから、まずは事業者間協議を通じた自主的な議論・検討に委ねていただきたいと考えます。
- なお、PSTNからIP網にマイグレーションした後も、お客様がPSTNでご利用いただいている基本的なサービスを継続して利用可能とすることはもとより、今後とも引き続きIPベースのサービスを拡充し、お客様の利便性向上に努めることにより、IP・ブロードバンドの普及拡大を図っていく考えです。
また、メタルから光へのマイグレーションについては、サービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起して光の普及を進めることでマイグレーションを進めるとともに、メタル利用ユーザ数が少なくなった段階で代替サービスの提案を行う等の対応について、引き続き検討を進めていく考えです。

2 電話網（PSTN）からIP網への円滑な移行の在り方について

(1) PSTNからIP網への移行に伴う利用者保護の在り方

| 内容 | 提案内容 |
|---|---|
| <p>1) 「類型①」の基本的なサービスについて、NTT東西は、PSTNからIP網への移行後も、IP網で継続提供する考えを示しているが、この場合、仕様変更や端末取替が必要となることも想定している。これらを踏まえ、</p> <p>① 基本的なサービスのIP網への移行に伴い、どのような課題・影響が生じると考えるか。この点、基本的なサービスの提供に用いるアクセス回線が、光回線とメタル回線のいずれかは明らかにされていないが、想定される課題・影響等は、光回線かメタル回線かによってどのような差異が生じるか</p> <p>② また、想定される課題・影響等を踏まえ、利用者保護の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか。</p> <p>類型①の主なサービス 加入電話、公衆電話、1XY、ナンバー・ディスプレイ、キャッチホン、ボイスワープ、ダイヤルイン 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 類型①にあるような基本的なサービスについては、PSTNのマイグレーション後においても、IP網で提供を継続していく考えですが、その実現方法や移行方法については、今後の技術の変化、需要動向、コスト及び代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があります。 その検討内容によって、ユーザ料金やサービス内容等、お客様に与える影響や課題は変わることになりますが、当社としては、極力お客様にご迷惑をおかけしないよう、IP網上で実現する基本的なサービスの内容や料金を決定し、十分な周知期間をとってお客様対応を実施していく考えです。 なお、基本的なサービスの提供に用いるアクセス回線を光回線とした場合、メタル回線から光回線へ切替える必要があるため、以下のような課題が生じます。 <ul style="list-style-type: none"> お客様宅やオフィス等への光回線引き込み工事のコスト負担、工事立ち会い 既存通信機器を光回線で使うための宅内機器（HGW等）の設置や設定作業 光サービスに対応していない既存の通信機器の取替え、コスト負担 ADSLの扱い 局給電の扱い マンションの場合、管理組合の協議、設備管理事業者との対応 したがって、当社としては、メタルから光へのマイグレーションについては、サービスの創造やICTの利活用等を促進することにより需要を喚起して光の普及を進めることでマイグレーションを進めるとともに、メタル利用ユーザ数が少なくなった段階で代替サービスの提案を行う等の対応について、引き続き検討を進めていく考えです。 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|--|
| <p>2) 上記「類型②」のサービスを廃止する場合に、代替的サービスの在り方を含め、どのような課題・影響が生じると考えるか。また、想定される課題・影響等を踏まえ、利用者保護の観点及び代替的サービスへの円滑な移行を促進する観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか</p> <p>類型②の主なサービス I N S ネット、ビル電話、着信用電話、ピンク電話、短縮ダイヤル、キャッチホン・ディスプレイ、ノーリングング通信 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 類型②のサービスについては、お客様のご利用の減少が見込まれるため、P S T Nのマイグレーションにあわせて提供を終了する考えです。 その際、当社としては、お客様のニーズを踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行う等、責任をもってお客様対応を実施していく考えです。 ・ なお、お客様、特に法人のお客様から見れば端末交換やシステム更改が必要となる場合が想定されます。例えば、ビル電話を利用しているお客様は、新たにP B X等を購入することが必要であり、またI S D N対応のクレジットカード決済端末を利用しているお客様は、I P対応のクレジットカード決済端末等へ更改することが必要となります。 したがって、当社としては、端末機器等のライフサイクルを考慮し、お客様が、計画的に代替サービスへの移行、端末・システムを更改できるよう努めていく考えであり、こうした点を考慮し、1 0 年という期間をとって、昨年1 1 月に概括的展望を公表したところです。 |

| 内容 | 提案内容 |
|--|--|
| <p>3) 「類型③」のサービスを廃止する場合に、どのような課題・影響が生じると考えるか。また、想定される課題・影響等を踏まえ、利用者保護の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか</p> <p>類型③の主なサービス キャッチホンⅡ、マジックボックス、ボイスボックス、オフトーク通信、信号監視通信、ダイヤルQ2 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 類型③のサービスについては、類型②のサービスと同様お客様のご利用の減少が見込まれるため、個々のサービスを提供する装置の寿命にあわせて提供を終了する考えです。 その際、当社としては、お客様のニーズを踏まえ、必要に応じて代替サービスの提案・開発を行う等、責任をもってお客様対応を実施していく考えです。 ・ なお、お客様、特に法人のお客様から見れば端末交換やシステム更改が必要となる場合が想定されます。例えば、オフトーク通信を利用しているお客様は、オフトーク通信用のセンタ装置をIP告知システム等に更改することが必要であり、また信号監視通信によりセキュリティサービスを利用しているお客様は、新たにブロードバンド回線に対応した機器等の購入が必要となります。 したがって、当社としては、端末機器等のライフサイクルを考慮し、お客様が、計画的に代替サービスへの移行、端末・システムを更改できるよう努めていき、順次、十分な周知期間をとった上でサービスを終了していく考えです。 |

| 内容 | 提案内容 |
|--|--|
| 4) P S T NとI P網の二重投資負担を回避する観点からは、P S T NからI P網への移行の早期実現を図るという考え方もあるが、上記1)～3)等を踏まえ、P S T NからI P網への移行開始時期として2020年頃が想定されている点についてどのように考えるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ P S T NからI P網への移行時期については、 <ul style="list-style-type: none"> ① P S T N交換機については、概ね2025年頃に寿命が到来し、P S T NからI P網への切替に必要な期間は5～6年を想定していること、 ②お客様の設備更改や端末取替などのタイミングに合わせて円滑にマイグレーションを行うためには十分な周知期間が必要であること、 ③事業者との接続においては、I P網同士の接続や双方向番号ポータビリティの実現等について、多数の関係事業者間で意識を合わせたうえで、システム開発や当社・他事業者双方のネットワークにおいて対応するためには、十分な期間が必要となること、 <p>等を考慮すれば、概ね10年後の2020年頃から開始することが現実的であると考えます。</p> |
| 5) その他、P S T NからI P網への移行に伴う利用者保護について、検討すべき事項はあるか | — |

2 電話網（PSTN）からIP網への円滑な移行の在り方について

(2) PSTNからIP網への移行に伴う事業者対応の在り方

| 内容 | 提案内容 |
|--|--|
| 1) NTT東西は、他事業者とのIP電話に係る接続は、現在PSTN経由で行っており、PSTNからIP網への移行に伴い、IP網同士の接続が必要となるため、IP網同士の接続への移行に向けて、関係事業者間の意識合わせを行う場の設置を提案している。 当該IP網同士の接続への移行について、想定される影響・課題等やその解決に向けて必要な措置についてどのように考えるか。 | <ul style="list-style-type: none">IP網間の接続の実現にあたっては、現在のIP電話サービスの事業者間の接続が、PSTNのIGS交換機を介して接続しており、IP網同士の接続の実績がないことを踏まえると、IPベースでの相互接続性を確保する（「つなぐ」）ために、基準となるインターフェース標準のバージョンアップ等の技術的な課題や、PSTNからIP網への円滑な切り替え方法等の運用的な課題を整理していくことが重要になると考えます。この解決にあたっては、IP網への移行を検討されている事業者から順次可能な範囲で接続を開始・運用していく中で実績を積み重ね、一つ一つ課題を克服していくことが重要であり、並行して、事業者共通の課題については関係事業者間でよく話し合い、具体的な実現方法を検討していくことが望ましいと考えます。 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|---|
| <p>2) また、NTT東西は、現在の番号ポータビリティ機能は、NTT東西から他事業者への片方向であるため、PSTNからIP網への移行に際し、携帯電話と同様、双方向で利用できる番号ポータビリティ機能の実現に向けて、関係事業者間の話し合いを進める考えを示している。</p> <p>PSTNからIP網への移行後の番号ポータビリティ機能について、双方向化やコスト負担の在り方を含め、どのような形態で実現すべきと考えるか。その際に想定される影響・課題やその解決に必要な措置についてどのように考えるか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ PSTNの番号ポータビリティについては、現在、NTT東西から他事業者等へ片方向の移行しか実現できておらず、他事業者が取得した電話番号を利用しているお客様はNTT東西を含めた別の事業者に移ることができないなど、お客様の利便性を損なう面があることから、今後、各事業者がIP網に移行する際に、お客様ニーズに対応して、双方向に利用できるようにしていくことが必要と考えます。 ・ IP網で番号ポータビリティを実現する仕組みについては、これから番号データベースの構築主体等を含め検討していくことになりますが、検討にあたっては、双方向番号ポータビリティの実現に向け、関係事業者間でよく話し合って進めていくことが望ましいと考えます。 |

| 内容 | 提案内容 |
|---|--|
| <p>3) 上記1)・2)以外に、PSTNからIP網への移行による影響・課題等について検討すべきものはあるか。また、PSTNからIP網への移行は、メタルアクセス回線で提供されている機能（ドライカッパ、ラインシェアリング等）にどのような影響・課題を生じさせると考えるか。</p> <p>PSTNからIP網への移行後のメタルアクセス回線の扱い（メタルアクセス回線のNGN収容の有無等）によって、どのような差異が生じるか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ PSTNからIP網の移行に際しては、IP網同士の直接接続や双方向番号ポータビリティの実現に関する課題のほかにも、マイラインの取り扱いが課題になると認識しておりますが、これらについては、中継電話サービスの競争からアクセス回線を含めた設備ベースの競争へ市場構造が転換し、既に契約数が減少してきている状況等も踏まえた検討が必要であると考えます。 したがって、マイラインについては、マイグレーションを開始するまでに、お客様ニーズや他事業者のサービスの提供状況等をよく見た上で、検討していく必要があると考えます。 ・ また、PSTNからIP網への移行後のアクセス回線については、メタル回線だけではなく光ファイバや無線等多様な選択肢があることから、今後、需要動向や技術の変化、コスト等を勘案し、最も経済合理的なものを選択していくことを考えています。 いずれにしても、メタル回線を撤去する場合には、現在の接続約款に規定する、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールに基づき、遅くともメタル撤去を開始する4年前までのかかるべき時期に、具体的な実施時期等をお知らせしたいと考えております。 |

| 内容 | 提案内容 |
|--|---|
| 4) 上記3)について検討すべきものがある場合、想定される影響・課題等を踏まえ、接続事業者の事業運営やその利用者保護、公正競争環境の確保等の観点から、どのような措置を講じるべきと考えるか | — |
| 5) P S T NとI P網の二重投資負担を回避する観点からは、P S T NからI P網への移行の早期実現を図るという考え方もあるが、上記1)～4)等を踏まえ、P S T NからI P網への移行開始時期として2020年頃が想定されている点についてどのように考えるか | <p>P S T NからI P網への移行時期については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①P S T N交換機については、概ね2025年頃に寿命が到来し、P S T NからI P網への切り替えに必要な期間は5～6年を想定していること ②お客様の設備更改や端末取替などのタイミングに合わせて円滑にマイグレーションを行うためには十分な周知期間が必要であること ③事業者との接続においては、I P網同士の接続や双方向番号ポートアビリティの実現等について、多数の関係事業者間で意識を合わせたうえで、システム開発や当社・他事業者双方のネットワークにおいて対応するためには、十分な期間が必要となること <p>等を考慮すれば、概ね10年後の2020年頃から開始することが現実的であると考えます。</p> |

| 内容 | 提案内容 |
|--|---|
| 6) その他、PSTNからIP網への移行に伴う事業者対応について、検討すべき事項はあるか | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、国内外の通信事業者が、コアネットワークのIP化を進めることに対応して、IP網同士の接続を実現し、PSTNからIP網への移行を進めていくものと想定していますが、その際、お客様サービスにできる限り支障のないように進めることが必要であると考えます。 ・ 例え、一部の海外の通信事業者においてIP化が進まない場合においても、お客様に対しては、日本との国際通信サービスを安定的に提供していく必要があり、こうした問題を通信事業者共通の課題として検討していく必要があると考えます。 |